

第 1 2 号議案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 3 日

新宮町長 桐 島 光 昭

理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）の施行に伴い、関係条例の規定を整理する必要があるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新宮町税条例の一部改正)

第1条 新宮町税条例（昭和38年新宮町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。
第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新宮町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第5号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改め、同条第6号中「第2条第10項」を「第2条第11項」に改め、同条第7号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第8号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(新宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第3条 新宮町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年新宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。
第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新宮町税条例(昭和38年新宮町条例第26号)新旧対照表

改正後	改正前
(町民税の申告) 第36条の2 (略) 2～9 (略) 10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から1月以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)	(町民税の申告) 第36条の2 (略) 2～9 (略) 10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から1月以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
2 (略)	2 (略)

新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宮町条例第39号)新旧対照表

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (5) 特定個人情報ファイル 法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 (6) 個人番号利用事務 法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。 (7) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者 (8) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (5) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 (6) 個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。 (7) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者 (8) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

新宮町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年新宮町条例第2号)新旧対照表

改正後	改正前
(定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略)	(定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略)

(利用及び提供の制限)			(利用及び提供の制限)		
第12条 (略)			第12条 (略)		
2～4 (略)			2～4 (略)		
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的	第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない		自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する	第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管され	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管され

		ているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき			ているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条	第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条